平成２３年（フ）第２５８号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の１　Ｆ棟611―９号
債務者　中西キヨ子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１２号
兵庫県伊丹市池尻６丁目82番地１　パレ武庫川プルミエールⅢ217号
債務者　吉田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２３２号
鳥取県境港市芝町1190番地メゾントークＡ201
債務者　旛山　大輔
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２８３号
島根県安来市月坂町563番地　安来市特別養護老人ホーム鴨来荘、前住所島根県安来市荒島町1851番地15
債務者　角　　豊子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３９号
愛媛県松山市来住町1379番地５　第３久米ビル401号
債務者　平田　英司
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４０号
愛媛県伊予郡砥部町北川毛1443番地11
債務者　佐々木　香
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４９号
愛媛県松山市北土居１丁目４番11号　ベイサージュ22Ｂ―Ｂ103号
債務者　森岡　泰子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９８号
福岡県久留米市東合川４丁目１番５―206号、前住所福岡県久留米市山川町1333番地９
債務者　近藤　光義
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３１号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲135番地１
債務者　冨永　優香（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２３３号
佐賀県伊万里市大川町川西383番地１
債務者　中山　邦彦
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２３４号
佐賀県西松浦郡有田町下本乙2842番地12
債務者　福長　成子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２３５号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙32番地２　小原アパート２号
債務者　吉田みゆき（旧姓飛野・寺岡）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２３７号
佐賀県鹿島市大字高津原419番地　鹿城ハイツ201号
債務者　末森　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１号
北海道古宇郡泊村大字堀株村字渋井177番地の１
債務者　後藤　正美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第２３１号
福島県郡山市大槻町字堀切西16番地の15　シューベルブヴィラＫＫ101号
債務者　河嶋　洸介
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
福島県郡山市喜久田町字入ノ内38番地の90
債務者　佐藤　幸宏（旧姓増子）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
福井県坂井市三国町南本町２丁目４番27号　光生アルミ寮
債務者　荒山　重政
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係